

名古屋市職員措置請求の監査結果

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、政務調査費及び政務活動費の返還に係る名古屋市職員措置請求書（別添のとおり。以下「請求書」という。）が提出された。

第 1 措置請求の概要

1 請求書の提出日

平成 26 年 2 月 13 日

2 請求の要旨

(1) 平成 24 年度の政務調査費に関する自由民主党名古屋市会議員団及び民主党名古屋市会議員団の返還義務

ア 政務調査費の支給に関わる条例の規定

改正前の名古屋市会政務調査費の交付に関する条例第 3 条第 1 項は、政務調査費は名古屋市会における会派に対し「月額 500,000 円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する」と規定し、条例第 4 条は、政務調査費を充当できる経費の範囲について「市政に関する調査研究に資するため必要な経費」と規定している。なお、充当する経費の一部に政務調査以外の支出を含む場合は按分して支出することとされており、その場合、領収書に按分の比率に基づく支出額を付記するものとされている（「政務調査費の使途基準に関する基本指針」）。

また、条例第 5 条第 1 項は会派の代表者に対し「政務調査費に係る収入及び支出の報告書」を提出することを求め、この報告書に「当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しを添付しなければならない」と規定し、条例第 7 条は「市長は、政務調査費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる」と規定している。

なお、平成 24 年 9 月 5 日公布の地方自治法の一部改正により「政務調査費」の名称が「政務活動費」に、交付の名目が「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充当できる経費の範囲を条例で定めることとされた。これに伴い条例が改正され、平成 24 年度分のうち平成 25 年 3 月分のみ「政務活動費」として支給されているが、本件請求において問題となる点については改正の前後で異ならないため、平成 25 年 3 月分についても特に区別しない。

イ 条例第 5 条第 1 項について

条例第 5 条第 1 項は、収支報告書に政務調査費の支出に係る領収書等の写

しを添付することを要求しており、その趣旨は、領収書でその使途と支出金額を確認することにより政務調査費支出の透明性を確保することにある。したがって、条例第5条第1項は、按分を行う場合は按分後の領収書の写しのみでは足りず、総額の領収書の写しの提出を求めていると解するべきである。なぜなら、按分を行う場合、按分後の領収書のみでは総額の支出がなされたか否かを確認することができず、上記趣旨にもとるからである。

なお、基本指針には「按分した場合は領収書に按分の比率に基づく支出額を付記する」と記載されており、総額の領収書が提出されることが前提とされていることから、基本指針も条例第5条第1項は総額の領収書の写しを添付すべきとの了解のもとに制定されているといえる。

ウ 領収書の写しが添付されていない支出は違法であること

領収書の写しの添付は、税金を原資とする政務調査費を支出するに当たり果たすべき説明責任の最も基本的なことである。このような最低限度の基本的な説明責任すら果たされていない政務調査費の支出を「市政に関する調査研究に資するため必要な経費」に充てられたと認めるべきではない。総額が記載された領収書の写しの添付がなされていない支出は「市政に関する調査研究に資するため必要な経費」として支出されたとは認められず、条例第7条の返還請求の対象となると考えるべきである。

エ 自由民主党名古屋市議員団及び民主党名古屋市議員団の違法な支出

自由民主党名古屋市議員団（以下「自民党名古屋市議団」という。）は、平成24年度分として支給された政務調査（活動）費中、按分後の領収書しか提出していない人件費は、総額の領収書の写しが添付されておらず、条例第5条第1項に反しそもそも認められない。仮に、条例第5条第1項から請求の全額を認めないとはできないとしても、請求のあった金額（領収書上は按分後の金額）から按分割合として自認している限度で請求されたとみるべきである。

また、民主党名古屋市議員団（以下「民主党名古屋市議団」という。）は平成24年度分として支給された政務調査（活動）費中、按分後の領収書しか提出していない人件費は、総額の領収書の写しが添付されておらず、条例第5条第1項に反し認めることはできない。仮に、条例第5条第1項から請求の全額を認めないとはできないとしても、請求のあった金額（領収書上は按分後の金額）から按分割合として自認している限度で請求されたとみるべきである。

オ まとめ

総額の領収書の写しが添付されていない政務調査（活動）費の請求は、条例第5条第1項に反し、そもそも認めることができない。したがって、平成

24 年度分として自民党名古屋市議団に支給された政務調査（活動）費中金 1,907 万 5,960 円、及び民主党名古屋市議団に支給された政務調査（活動）費中金 1,221 万 120 円は、全額、不法行為に基づく損害賠償ないし不当利得として、条例第 7 条に基づき市に返還されるべきである。

仮に、全額の損害賠償ないし不当利得が認められないとしても、上記金額の差額、すなわち平成 24 年度分として自民党名古屋市議団に支給された政務調査（活動）費中金 550 万 7,986 円、及び民主党名古屋市議団に支給された政務調査（活動）費中金 406 万 5,036 円は、条例第 7 条に基づき不当利得として市に返還されるべきである。

(2) 名古屋市長の職務上、怠る事実の存在について

市長は、条例第 7 条に基づき自民党名古屋市議団及び民主党名古屋市議団（以下「両市議団」という。）に対し、平成 24 年度分として両市議団に支給した政務調査（活動）費中、自民党名古屋市議団につき金 1,907 万 5,960 円、民主党名古屋市議団につき金 1,221 万 120 円を返還請求すべき義務があるが怠っている。

仮に、全額の返還請求義務がないとしても、両市議団に対し、平成 24 年度分として両市議団に支給した政務調査（活動）費中、自民党名古屋市議団につき金 550 万 7,986 円、民主党名古屋市議団につき金 406 万 5,036 円を返還請求すべき義務があるが怠っている。

(3) 求める措置

よって、請求者らは監査委員が、名古屋市長に対し下記記載の措置を講ずるよう勧告することを求める。

名古屋市長は、両市議団に対し、平成 24 年度分として両市議団に支給した政務調査（活動）費中、自民党名古屋市議団につき金 1,907 万 5,960 円、民主党名古屋市議団につき金 1,221 万 120 円を市に返還させるための必要な措置をとること。若しくは、名古屋市長は、両市議団に対し、平成 24 年度分として両市議団に支給した政務調査（活動）費中、自民党名古屋市議団につき金 550 万 7,986 円、民主党名古屋市議団につき金 406 万 5,036 円を市に返還させるための必要な措置をとること。

(4) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によること及びその理由

本件監査を行うには、豊富な監査実務の経験、並びに政務調査費に関する諸規定及び判例等についての専門的知見が求められるから、本件は外部監査人による個別外部監査により監査が行われること。

(5) 監査委員の除斥

外部監査人による個別外部監査により監査が行われないとすると、本件の監査請求は監査委員4人のうち議員選出の2名が当事者であるから、これを除斥すること。

(6) 結語

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。併せて同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

第2 監査委員の除斥

中田ちづこ監査委員及び小林祥子監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、本件監査請求の監査に加わらなかった。

第3 請求の要件審査

本件は、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第4 監査の実施

1 個別外部監査の請求について

請求人は、「本件監査を行うには、豊富な監査実務の経験、並びに政務調査費に関する諸規定及び判例等についての専門的知見が求められるから」、個別外部監査によることを求めている。

しかしながら、本件監査は、各会派に交付された政務調査費ないし政務活動費（以下「政務調査費等」という。）に関するものであり、その財務会計上の違法性又は不当性についての判断を行うに当たり、監査委員は日々の様々な財務会計上の監査を実施していることから監査委員監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるとは認められず、請求人の主張には理由がないと判断した。したがって、請求人が請求する個別外部監査によることを相当と認めず、監査委員による監査を行うこととした。

2 請求人の陳述

平成26年3月3日に、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求の要旨を補足するために、請求人及び代理人から陳述書の提出を受け、陳述を聴取した。

陳述において、請求人及び代理人から次のような趣旨の意見が述べられた。

- (1) 政務調査費等の制度の趣旨は、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要になっていることに鑑み、議会の審議

能力を強化し、議員の調査研究活動ないし政務活動（以下「調査研究活動等」という。）の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその用途の透明性を確保しようとしたものである。

このような法の趣旨を受け、条例では、収支報告書を議長に提出しなければならないとし、この場合において、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しを添付しなければならないと規定している。

また、基本指針において、政務調査費等の支出が社会通念上相当の範囲内であり、その目的からみて合理性、必要性を有していることが必要であることや、調査研究活動等とそうでない活動との峻別が難しい場合に、按分・分離の方法について定めると規定し、政務調査費等を充てることが許される基準を具体的例示とともに明らかにしており、かかる基準を設けること自体は、先の法の趣旨にも合致する。

具体的には、人件費について、基本指針で按分することを求め、なおかつ上限を決めている。

本件監査請求に係る人件費の支出については、按分後の領収書が添付され、総額の支出を証明する資料等の添付はない。条例及び基本指針を形式的に解釈すれば、上限額あるいは按分後の金額が記載された領収書のみを添付すればよいということにもなりえるが、法の趣旨からするとこのような解釈は誤った解釈である。

- (2) 按分した金額であるとの記載はあるが、実際に正規に支払われている金額は分からない。按分後の金額の領収書を作成することは社会通念では考えられないことである。領収書の操作や黒塗りは公金支出の偽証と疑われても仕方がない。平成 23 年度から領収書の全面公開がされたことで、政務調査費等が市民の払った税金で賄うものではないということがよく分かった。市民の多くは政務調査費等の実態に問題と不信感を募らせている。市長には市民の声に耳を傾け支出の責任者として自ら書類の検閲をしてもらいたい。
- (3) 形式の不備として、按分の有無を記入する欄が設けられておらず、按分をしたものとししないものが混在しており、按分の有無の表示を義務付ける必要がある。また、内容の不備として、記入項目が決められておらず、「いつ、どこで、誰が誰に、何をどのように、何故支払ったのか」という記載の有無にかかわらず了承されてしまっており、不正の温床がある。市会事務局の職務怠慢に対し不信・不満を募らせ、また監督者である市長に大きな不平を持つ。
- (4) 政務調査費等は公金であり、用途や成果をしっかりと説明していくことが必要で、全部説明しなければ支出の根拠がないのと同じである。裁判では返還の事例もあったが、その学習もされないまま、まだ曖昧なところを残している。

- (5) 添付された領収書はどこでも買えるものがほとんどである。領収書は支払う人の力が強ければ実際に支払った金額と異なる金額を書いてももらうことができる。もともと領収書はお互いのあうんの呼吸で作るものであると皆分かっている。その状況の中で按分後の金額の領収書を添付するのは何か裏があるのではないか。
- (6) 自民党名古屋市議団については、備考欄に総額や按分についての記載がないものが 27 件あり、100%政務調査費等を充当していることになっているが、人件費について 100%の計上はありえない。基本指針で人件費は按分することとされており、本来違法性があり認められない。

3 監査の対象事項

本件監査においては、平成 24 年度に両市議団に交付された政務調査費等を充当した人件費のうち、自民党名古屋市議団にあつては 19,075,960 円、民主党名古屋市議団にあつては 12,210,120 円の計 31,286,080 円について、市長は条例及び不当利得返還請求権に基づき返還請求する義務があるかを監査対象事項とした。

4 監査対象局

市会事務局を監査対象局とし、事情聴取及び関係書類の調査を行った。政務調査費の概要等に関する市会事務局の説明は、概ね次のとおりである。

(1) 法令等の根拠

政務調査費は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号。以下「改正法」という。）による改正前の地方自治法（以下「改正前法」という。）第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定に基づき、名古屋市会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成 24 年名古屋市条例第 99 号）による改正前の名古屋市会政務調査費の交付に関する条例（以下「改正前条例」という。）の定めるところにより、名古屋市会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、市長から、各会派に交付されたものである。

政務調査費の交付手続、使途基準等の細目については、名古屋市会政務調査費の交付に関する規則の一部を改正する規則（平成 25 年名古屋市規則第 13 号）による改正前の名古屋市会政務調査費の交付に関する規則（以下「改正前規則」という。）並びに名古屋市会政務調査費の使途基準及び収支報告書の閲覧に関する規程の一部を改正する規程（平成 25 年名古屋市会達第 1 号）による改正前の名古屋市会政務調査費の使途基準及び収支報告書の閲覧に関する規程（以下「改正前規程」という。）が別途制定されている。

なお、改正法の成立に伴い、①名称を政務活動費に、交付目的を「調査研究

に資するため」から「調査研究その他の活動に資するため」に改め、②政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとし、③議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとしたことを変更点として、改正前条例は、平成 25 年 3 月 1 日より「名古屋市会政務活動費の交付に関する条例」（以下「改正後条例」という。）に改正され、平成 25 年 3 月分は政務活動費として交付された。

(2) 支出手続等の概要

毎年度、会派代表者は、市長に対し、議長を経由して、政務調査費交付申請書を提出し（改正前規則第 2 条）、この申請に対し、市長は、政務調査費の額を決定し、議長を経由して、各会派に通知する（改正前規則第 3 条）。

会派代表者は、毎月、市長に対し、議長を経由して政務調査費交付請求書を提出し（改正前規則第 4 条）、政務調査費の交付を受ける（改正前条例第 3 条）。交付額は、会派の所属議員 1 人当たり月額 50 万円で算定され、その支払は、地方自治法施行令第 163 条第 2 号による前金払で支払われている。

会派代表者は、原則として毎年 5 月 6 日までに、前年度の交付に係る政務調査費について、収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）を議長に提出する（改正前条例第 5 条）。

議長は、収支報告書等の提出後、必要に応じて調査を行い（改正前条例第 6 条）、提出された収支報告書の写しを市長に送付する（改正前規則第 5 条）。

市長は、政務調査費に残余が生じた場合、その返還を命ずることができ、市長の返還命令を受けて会派が残余金を返還する（改正前条例第 7 条）。

会派の経理責任者は、5 年間、会計帳簿等を保管しなければならない（改正前規則第 6 条）。

なお、政務活動費についても、支出手続等は基本的に同様である。

(3) 市会事務局の見解

ア 条例等の規定に対する見解

平成 21 年 12 月 17 日最高裁判決によると、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される」とされ、一般的な補助金とは異なる特殊性を有している。

そのような考え方を前提とすると、条例では、領収書等の写しの添付が義務付けられているが、これは、政務調査費等を支出した場合の、その支出に係る領収書等の添付を義務付けるものであって、政務調査費等を充当した部

分とそれ以外の部分とが別々の領収書等である場合には、調査研究活動等に係る支出としての領収書等の写しが添付の対象となるのであり、調査研究活動等以外の経費に係る領収書等の添付まで求めているものではない。

経費を支払うにあたり、調査研究活動等とそれ以外の活動を行ったため、按分して支出する必要性が生じた場合は、政務調査費等以外からも支出することになる。この場合、経費の出所が違い、領収書の宛名も異なるため、支払を受けた者は、総額の領収書ではなく、按分した2枚の領収書を作成することがある。このような複数枚に按分された領収書の発行を受けた場合は、政務調査費等に係る領収書の写しのみを提出すれば足りるものであり、請求人の主張するような総額の領収書等の写しの提出を求めるものではない。

このことは、一般的な補助金の場合においても、補助対象事業以外の事業に対する経費の支出の領収書まで提出が求められることはないことから明らかである。また、平成25年11月に他の政令市に行った聞き取り調査においても、本市を含め10都市で按分後の領収書等のみを添付しているとの回答があったことから、本市の取り扱いに問題があるとはいえない。

イ 領収書等貼付用紙の記載方法に対する見解

収支報告書と併せて議長に領収書等の写しを提出する場合には、基本指針に定める領収書等貼付用紙によることとされ、使途・事業名等を記載するとともに、調査研究活動等とそれ以外の活動との峻別が難しい場合には、按分比率や政務調査費充当額ないし政務活動費充当額（以下「政務調査費等充当額」という。）を記載することとされている。基本指針には「領収書に按分の比率に基づく支出額を付記するものとします」とあるが、これは、領収書に直接記載せよと厳格に規定しているわけではなく、調査研究活動等に支払った金額が分かるように記載されていれば、領収書等貼付用紙の按分比率欄、政務調査費等充当額欄、備考欄など、どこに記載してもよいこととされている。

また、請求人は「按分比率に基づいた金額が支給されているのか否かは総額の領収書なくして検証できない」と主張しているが、総額を支払ったかどうかの説明は会派の自律性の問題であり、規則等において会計帳簿の調製や領収書等の整理保管が定められているものである。

なお、領収書等貼付用紙の記載方法について、議会において正式に定めた記載例等はないが、平成20年に基本指針を制定した際に、会派から記載方法についての問い合わせがあったことから、市会事務局で注意点をまとめたもの（以下「用紙記載例」という。）を作成し、要望のあった会派等に参考として示したことがある。用紙記載例においては、按分比率欄について「按分比率は、貼付した領収書の金額のうち、政務調査費を充当する割合を記載」「按分した後の金額で領収書を作成した場合は、備考欄に総額を記載」と示している。

ウ 収支報告書等に係る調査に対する見解

各会派から提出された収支報告書等に係る調査としては、収支報告書が所定の要件を備えているか、政務調査費等の充当額のチェック、条例や規程、基本指針に照らして明らかな誤りがないか等の形式的な点検・確認を行うもので、個々の使途の内容について、適否を判断することはない。収支報告書等に疑義がある場合等、さらに調査を行う必要があると認められる場合には、会派の代表者からの説明聴取を実施するなど、改めて調査を行うことになる。

もともと基本指針は条例又は条例に基づき議長が定めた使途基準そのものではなく、法規範性を有さないものであり、基本指針に反したからといって直ちに違法な支出となるものではない。

領収書等貼付用紙については、各会派の責任において記載するものと認識しているため、市会事務局としては、記載の趣旨が確認できれば、各会派の記載方法の形式的な違いを統一する必要があるとは考えていない。

本件監査請求に係る領収書等貼付用紙については、総額に対する按分比率が記載されていると考えるのが相当であって、添付された領収書の金額に対する按分比率とみるのは提出者の意図するところとは異なるものであると認識しているため、請求人の主張は正しいものではない。

5 関係人調査

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、両市議団に対して、文書照会及び面接による調査を行った。

(1) 自民党名古屋市議団の説明

ア 請求人の主張に対する見解

市会事務局の回答のとおりと考えており、現行の制度上、政務調査費等で支出した分の領収書等を添付すれば足り、政務調査費等以外から支出した分の領収書等を添付することまで求められていないと考えている。

イ 「総額」や「按分」を付記した趣旨等

備考欄に記載している「総額」とは、各議員が雇用した政務調査補助員一人ひとりに対して支払った賃金の全額を記載している。

その額についての確認は、当会派の財務委員長が政務調査費等充当分について行っており、政務調査費等以外の支出については、領収書の宛名が当会派以外のものとなっており、政務調査費等の制度上は、その対象外のものであり、会派として管理しなければならないものと考えてはいない。

政務調査費等の資金の流れについては、各議員が政務調査費等以外も含めた全額を先に支払い、その後、領収書を提出して政務調査費等に相当する金額を会派に請求する。領収書の金額が全額になっているものもあるが、その

場合でも会派からは政務調査費等に相当する金額だけが各議員に支払われる。

領収書等貼付用紙の按分比率欄は、添付した領収書等に対する按分比率を記入するものと考えているため、按分後の領収書を添付した場合には、按分比率欄には記入せず、備考欄に総額や按分比率を記入することとしている。この記載方法については、市会事務局と相談の上、問題ないことを確認している。

また、基本指針には、領収書に按分比率に基づく支出額の付記や摘要について定めている部分があるが、領収書を貼った領収書等貼付用紙自体が領収書であると認識しているため、領収書本体に記載されていなくても、領収書等貼付用紙に記載されていればよい。

ウ 按分を行っていない支出

請求人は、人件費の100%計上はありえないと主張しているが、基本指針では、専ら調査研究活動等のために雇用した職員や勤務実績表等により調査研究活動等とそれ以外の活動に従事した実態が明確に区別できる職員については、人件費の100%計上を認めている。

(2) 民主党名古屋市議団の説明

ア 請求人の主張に対する見解

市会事務局の回答のとおりと考えており、政務調査費等に係る支出を証する領収書等を添付すればよく、政務調査費等以外に係る支出の領収書等まで添付するものではないと考えている。

イ 「総額」や「按分」を付記した趣旨等

備考欄に記載している「総額」とは、会派又は議員が雇用した政務調査補助員一人ひとりが1か月に受け取った賃金の全額である。

按分後の領収書を添付する場合、財務委員長は雇用後の最初の賃金支払い月に、政務調査費等以外の支出に係る領収書も確認することとしている。会派として雇用している第三者の政務調査補助員にも同様のチェックをしてもらっている。

政務調査費等の資金の流れについては、各議員が立替払いし、領収書を徴収して妥当な支出を会派へ提出する。領収書の金額が全額になっているものもあるが、そのうち政務調査費等に相当する金額を会派へ請求している。

領収書等貼付用紙の按分比率欄は、総額の領収書を添付する場合、按分後の領収書を添付する場合、いずれにおいても、「総額」に対する按分比率を記載することとしており、対外的にもこの方法が分かりやすいと考えている。

また、基本指針には、領収書に按分比率に基づく支出額の付記について定めている部分があるが、領収書は発行者が作成するものであり、お願いはし

てもその通りにしていただけない場合がほとんどである。その場合に、分かりやすい形で領収書等貼付用紙に記載している。領収書等貼付用紙も領収書と一体であると認識しており、市会事務局からも特段指摘されていない。

6 監査委員が認定した事実

(1) 政務調査費及び政務活動費の概要

ア 地方自治法等の規定

政務調査費制度については、改正前法第 100 条第 14 項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定し、また、同条第 15 項において、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

これを受け、本市では、改正前条例第 4 条において「政務調査費は、議長が定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」と規定するとともに、改正前条例第 6 条において「議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、前条の規定により収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。」と規定し、議長は、改正前規程において使途基準を定めている。

また、改正前条例第 7 条では、「市長は、政務調査費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。」と規定するとともに、改正前条例第 9 条において「この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。」と規定し、市長は改正前規則を定め、交付申請等に係る手続きや議長による収支報告書の写しの送付、会派による会計帳簿等の整理保管等について規定している。

なお、改正法の成立により、その根拠条文が地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項までとなり、①名称を「政務調査費」から「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、②政務活動費を充てることのできる経費の範囲を条例で定めなければならないものとし、③議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする、とされ、平成 24 年 9 月 5 日に公布された。これを受け、本市においても、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を条例で定めるなど、改正前条例、改正前規則及び改正前規程について所要の改正が行われ、

それぞれ「名古屋市会政務活動費の交付に関する条例」「名古屋市会政務活動費の交付に関する規則」「名古屋市会政務活動費の収支報告書等の閲覧に関する規程」（以下それぞれ「改正後条例」「改正後規則」「改正後規程」という。）として、平成 25 年 3 月 1 日より施行された。

イ 政務調査費の使途基準に関する基本指針等の規定

政務調査費については、平成 19 年 3 月に、名古屋市会としての統一的な運用指針として、「名古屋市会政務調査費の使途基準に関する要綱」が議長決裁により制定されていたところであるが、平成 20 年 3 月に、議会運営委員会理事会における協議及び同委員会の承認を経て、使途基準の使途費目ごとの考え方や支出に適さない事例をより具体的に明示することなどを内容とした「政務調査費の使途基準に関する基本指針」（以下「改正前基本指針」という。）が議長決裁により制定され、平成 20 年 4 月 1 日より適用された。

改正前基本指針では、①調査研究に関する考え方、②実費弁償の原則、③按分・分離についての考え方の厳格化、④説明責任の確立、⑤適正手続きの維持、などを定めるとともに、使途基準の使途費目と考え方、支出に適さない事例や、領収書等の写しの提出の際に使用する様式「領収書等貼付用紙」を示している。領収書等貼付用紙の様式は、次のとおりである。

別記様式

年度分

領収書等貼付用紙

| | | | | | | | | |
|--------------------------------------|-----|---------|-----|----------------|-----------|-----|-----|-----|
| 整理番号 | | (会派名：) | | | | | | |
| 項 目 | 調査費 | 研修費 | 会議費 | 資料 作成費 | 資料 購入費 | 広報費 | 事務費 | 人件費 |
| 領収書等貼付欄 (この欄に領収書等がおさまらない場合には、別添とする。) | | | | | | | | |
| 使途・ 事業名等 | | | | | | | | |
| 按分比率 | | | | 政務調査費 充 当 額 | 円 | | | |
| 備 考 | | | | | | | | |

また、按分に関する規定としては、改正前基本指針の「3 按分・分離についての考え方の厳格化」において、「政務調査活動は、議員活動の中のひとつの局面ですが、政治家である議員が行動する限り、政務調査活動以外の活動との接点が生じます。したがって、政務調査活動とそれ以外の活動との境界を常に厳密に区切ることが難しいことが多くあります。しかし、境界設定が困難だからといって政務調査費の支出について判断をしないわけにはいきません。そこで、政務調査活動とそうでない活動との峻別が難しい場合

には、この使途基準において、按分・分離の方法について定めるものとします。なお、領収書に按分の比率に基づく支出額を付記するものとします。」とされ、使途費目ごとの考え方として、人件費については、「人件費（専ら調査研究活動のために雇用した職員及び勤務実績表等により調査研究活動とそれ以外の活動に従事した実態が明確に区別できる職員にかかる人件費を除く。）は、調査研究活動の実態に応じ、按分して支出しなければならない。」とされている。

なお、改正法の成立に伴い、改正前基本指針について所要の改正が行われ、「政務活動費の使途に関する基本指針」（以下「改正後基本指針」という。）として、平成 25 年 3 月 1 日より適用された。

- (2) 両市議団への政務調査費等の交付及び返還の状況
平成 24 年度分の交付及び返還の状況は、次のとおりである。

ア 自民党名古屋市議団

(7) 政務調査費

| 区分 | 金額 | 備考 |
|-------|---------------|-----------------------------|
| 交付総額 | 103,500,000 円 | 平成24年4月分～翌2月分 |
| 残 余 額 | 7,038,431 円 | 平成25年5月7日 収支報告書等を議長に提出 |
| | | 同 年7月1日 議長が収支報告書の写しを市長に送付 |
| | | 同 年7月11日 市長が残余金の返還を命令 |
| | | 同 年7月25日 自民党名古屋市議団が残余金を市に返還 |

(注) 残余金については、政務活動費の残余とあわせて返還されている。

(4) 政務活動費

| 区分 | 金額 | 備考 |
|-------|-------------|-----------------------------|
| 交付総額 | 9,000,000 円 | 平成25年3月分 |
| 残 余 額 | 1,426,606 円 | 平成25年5月7日 収支報告書等を議長に提出 |
| | | 同 年7月1日 議長が収支報告書の写しを市長に送付 |
| | | 同 年7月11日 市長が残余金の返還を命令 |
| | | 同 年7月25日 自民党名古屋市議団が残余金を市に返還 |

(注) 残余金については、政務調査費の残余とあわせて返還されている。

イ 民主党名古屋市議団

(7) 政務調査費

| 区分 | 金額 | 備考 |
|-------|--------------|-----------------------------|
| 交付総額 | 60,500,000 円 | 平成24年4月分～翌2月分 |
| 残 余 額 | 642,100 円 | 平成25年5月7日 収支報告書等を議長に提出 |
| | | 同 年7月1日 議長が収支報告書の写しを市長に送付 |
| | | 同 年7月11日 市長が残余金の返還を命令 |
| | | 同 年7月25日 民主党名古屋市議団が残余金を市に返還 |

(注) 残余金については、政務活動費の残余とあわせて返還されている。

(4) 政務活動費

| 区分 | 金額 | 備考 |
|-------|-------------|-----------------------------|
| 交付総額 | 5,000,000 円 | 平成25年3月分 |
| 残 余 額 | 976,935 円 | 平成25年5月7日 収支報告書等を議長に提出 |
| | | 同 年7月1日 議長が収支報告書の写しを市長に送付 |
| | | 同 年7月11日 市長が残余金の返還を命令 |
| | | 同 年7月25日 民主党名古屋市議団が残余金を市に返還 |

(注) 残余金については、政務調査費の残余とあわせて返還されている。

(3) 領収書等貼付用紙の記載内容

請求人の提出した事実証明書は、両市議団が議長に提出した平成24年度の政務調査費等に係る収支報告書等として、市会事務局において閲覧に供されている領収書等貼付用紙の一部の写しであると認められた。両市議団に係る事実証明書の記載内容について確認したところ、以下の事実が認められた。

ア 自民党名古屋市議団

請求人の提出した自民党名古屋市議団に係る事実証明書（領収書等貼付用紙の写し）は、いずれも貼付された領収書の金額と政務調査費等充当額が同

額となっており、按分比率欄には記載がなかったが、事実証明書 193 件のうちの 166 件、政務調査費等充当額 16,487,560 円分については、備考欄に「総額〇〇円を〇〇%に按分」や「政務調査にかかる人件費〇〇円支給のうち〇〇%を充当」などの記載があった。各支出に係る政務調査費等充当額は、いずれも備考欄記載の金額に比率を乗じて得た額の範囲内であった。

また、貼付された領収書には、但し書きとして「〇月分給料」「〇月分アルバイト代」などの摘要の記載がなされていたが、一部の領収書については、但し書き欄等に摘要の記載がなく、領収書等貼付用紙の備考欄等に給与等の使途や従事内容等が記載されていた。

イ 民主党名古屋市議団

請求人の提出した民主党名古屋市議団に係る事実証明書（領収書等貼付用紙の写し）は、いずれも貼付された領収書の金額と政務調査費等充当額が同額となっているが、按分比率欄にも 100%未満の値の記載があり、備考欄については「総額〇〇円」や「総額〇〇円のうち〇〇%の領収書添付」などの記載があった。各支出に係る政務調査費等充当額は、いずれも備考欄記載の金額に按分比率欄の値を乗じて得た額の範囲内であった。

また、貼付された領収書には、但し書きとして「〇月分給料」「〇月分パート代」「政務調査活動補助に対する賃金（〇月分の〇〇%相当額）として」などの摘要の記載がなされており、領収書に比率が記載されているものについては、当該比率がいずれも領収書等貼付用紙の按分比率欄の値と一致していた。

7 監査委員の判断

(1) 本件監査における判断基準

ア 政務調査費・政務活動費制度

政務調査費制度の根拠規定である改正前法第 100 条第 14 項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。」と規定し、同条第 15 項において、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定し、収支報告書の提出先は議会の代表者である議長となっている。

また、改正前条例第 6 条において、「議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。」と規定し、収支報告書等の調査は、予算執行権を有する市長ではなく、議長の権限とされている。このことは、改正法による改正後の地方自治法や改正後条例等においても基本的に同様である。

これらの規定の趣旨について、平成 22 年 4 月 12 日最高裁決定では、「政

務調査費は議会による市の執行機関に対する監視等の機能を果たすための調査研究活動に充てられることも多いと考えられるところ、会派による個々の政務調査費の支出について、その具体的な金額、支出先等を逐一公にしなければならぬとなると、当該支出に係る調査研究活動の目的、内容等を推知され、その会派及び所属議員の活動に対する執行機関や他の会派等からの干渉を受けるおそれを生ずるなど、調査研究活動の自由が妨げられ、議員の調査研究活動の基盤の充実という制度の趣旨、目的を損なうことにもなりかねないことから、政務調査費の収支に関する議長への報告の内容等を上記の程度にとどめることにより、会派及び議員の調査研究活動に対する執行機関や他の会派等からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」とされている。

以上のことから、本件監査において、当該支出が改正前条例、改正前規則及び改正前規程ないし改正後条例及び改正後規則（以下「本件条例等」という。）に違反するかどうかの判断に際しては、会派及び議員の活動の自主性、自律性を尊重した上で、一般的、外形的視点から判断することとし、使途の具体的内容まで論じないこととした。

イ 按分を要する場合の領収書等の写しの添付

本件条例等においては、按分についての定めはなく、また、改正前基本指針ないし改正後基本指針（以下「本件基本指針」という。）においては、按分についての定めはあるものの、按分前後のいずれの金額の領収書等の写しを添付すべきかについての定めや、会派以外の者と支出を分担する場合の領収書等の写しの添付方法についての定めは明示されていない。この点について、本件基本指針の規定、市会事務局及び両市議団の説明、市会事務局が作成した用紙記載例の記載内容、並びに議長が閲覧に供している本件監査請求の対象以外のものも含めた領収書等の写しを閲覧した結果等を総合すると、会派（会派及び議員が一体となっている場合を含む。）が徴収した領収書の金額に政務調査費等から支出しない部分が含まれるような場合には、当該領収書の金額に領収書等貼付用紙の按分比率欄の値を乗じて得た額を政務調査費等充当額とすることが想定されていたものと認められる。

一方、会派に対する役務の提供と会派以外の者に対する役務の提供が一体的に行われ、役務の対価の支払いを会派と会派以外の者で分担するような場合には、役務の提供者からは、対価総額のうち、会派が分担した支払いに係る領収書のみが当該会派に交付されることになるため、会派以外の者が分担した支払いに係る領収書については、当該会派が当然にこれを保管するというものではない。

したがって、このような場合には、按分後の金額の領収書の写しを添付することが社会通念上考えられないとはいえず、また、市会事務局が作成した用紙記載例においても、按分後の金額の領収書による場合は備考欄に総額を

記載する旨の説明があるなど、按分後の金額の領収書によることが認められるとの認識が一定程度共有されていたというべきであることから、本件条例等及び本件基本指針は、必ずしも総額の領収書の写しの添付を求めているものではないと解される。

なお、請求人が主張するように、領収書の発行者と政務調査費等の交付を受けた会派の通謀等によって領収書の内容を偽ることは可能性としては考えられるものの、請求人はそのことが推認されるような一般的、外形的な事実を何ら主張立証しておらず、単に疑わしいということのみを主張しているのみであるから、両市議団がその支出状況を詳細に明らかにしなければならないというような反証責任を負っているとはいえない。

(2) 両市議団における人件費の支出に係る判断

ア 自民党名古屋市議団

(7) 按分後の金額の領収書の写しが添付されている支出

請求人は、事実証明書 193 件のうちの 166 件、政務調査費等充当額 16,487,560 円分について、総額の領収書の写しが添付されていないことは本件条例等に違反すると主張している。

しかしながら、先に述べたとおり、本件条例等及び本件基本指針は、必ずしも総額の領収書の写しの添付を求めているものではないと解されるため、当該人件費について本件条例等及び本件基本指針に違反した報告となるものではない。

(4) 按分を行っていない支出

請求人は、陳述において、事実証明書 193 件のうちの 27 件、政務調査費等充当額 2,588,400 円分について、本件基本指針の規定により人件費の 100% 充当は認められないと主張している。

しかしながら、本件基本指針には、専ら調査研究活動等のために雇用した職員及び勤務実績表等により調査研究活動等とそれ以外の活動に従事した実態が明確に区別できる職員に係る人件費については、按分を要さない旨の規定があり、また、請求人は、当該規定に反する事実など、当該支出に係る違法性又は不当性を具体的に摘示していないため、100% 充当は認められないとの請求人の主張については、地方自治法第 242 条の要件を欠くものである。

イ 民主党名古屋市議団

請求人は、政務調査費等充当額 12,210,120 円分について、総額の領収書の写しが添付されていないことは本件条例等に違反すると主張している。

これについても、先に述べたとおり、本件条例等及び本件基本指針は、必ずしも総額の領収書の写しの添付を求めているものではないと解されるた

め、当該人件費について本件条例等及び本件基本指針に違反した報告となるものではない。

また、民主党名古屋市議団からは、当該支出について、政務調査費等以外の支出に係る領収書についても会派において定期的に確認を行っているとの説明があり、これらの説明と矛盾する特段の事実も認められなかったことから、この点においても本件条例等及び本件基本指針に違反しているとはいえない。

第5 監査の結果

1 結論

以上述べたとおり、請求人の主張する、平成 24 年度に両市議団に交付された政務調査費等を充当した人件費のうち、自民党名古屋市議団にあっては、按分後の金額の領収書の写しが添付されているものに係る 16,487,560 円分、民主党名古屋市議団にあってはその全てについて、措置する必要は認められない。また、その余の部分については、違法性又は不当性が具体的に摘示されていないので却下する。

2 意見

本件監査請求においては、本件基本指針の規定の解釈がその主な争点となったところであるが、市民の閲覧に供している領収書等貼付用紙について正式な記載例が定められていないことや、その文言上「領収書」として規定されている事項が、実際には領収書等貼付用紙を含めた運用となっていることなどもあり、本件基本指針の規定が市民にとって分かりやすい内容になっているとはいいがたい。

政務調査費等の制度は、その性質上、執行機関等から不当に干渉されることのないよう、議会の自主性、自律性が求められるものとされ、その活用についても、本件基本指針などの議会の自主的なルールによって運用されることが望ましいといえるが、同時に、自律的であるがゆえに、その用途の適正性については、議会自らの意思で、市民に対して積極的に説明責任を果たすことが求められるべきものであると考える。

確かに、市会においては、これまでも、本件基本指針の制定や領収書の公開などの取組みにより、透明性の確保に努めてきたところであるが、近年においても、一部の会派における不正受給等の問題が新聞等において報道され、市民の厳しい目が向けられていることもあり、本件基本指針のように、市民にとって分かりにくい規定は、かえって市民の誤解を招くおそれがあると思料される。

政務調査費等の運用については、他の自治体においても、各自自治体の議会がそれぞれ自主的に指針等を定めているが、領収書等の取り扱いについては、必ずしも領収書原本に按分や摘要の記載が求められるものではなく、やむを得ない場合は、本市の領収書等貼付用紙に相当する様式に付記することで支出を認める旨を

規定している場合や、領収書以外の証拠書類をもってその事実を示すことを規定している場合もある。一方、人件費について、雇用実態等をより明確にするため、給与支払簿の写し等を議長へ提出することや勤務実績表等を備えることを規定している事例もある。

平成 24 年に成立した改正法の施行により、政務活動費については、議長にその使途の透明性を確保する努力義務が規定されたところである。市会にあっては、政務活動費の適切な活用について積極的に説明責任を果たす観点から、その運用が市民にとってより分かりやすいものとなるよう努められることを期待するものである。

(別添)

住民監査請求書

平成26年2月13日

名古屋市監査委員 御中

請求者 (住所、職業、氏名等は省略)

請求の要旨

1 平成24年度の政務調査費に関する自由民主党名古屋市議員団及び民主党名古屋市議員団の返還義務

(1) 政務調査費の支給に関わる条例の規定

ア 改正前の名古屋市会政務調査費の交付に関する条例(以下「本件条例」という)第3条1項は、政務調査費は名古屋市会における会派に対し「月額500,000円に当該会派の所属議員の数を乗じた額を会派に対し交付する」と規定している。

イ そして、本件条例第4条は、政務調査費を充当できる経費の範囲について「市政に関する調査研究に資するため必要な経費」と規定している。

なお、充当する経費の一部に政務調査以外の支出を含む場合は按分して支出することとされており、その場合、領収書に按分の比率に基づく支出額を付記するものとされている(「政務調査費の使途基準に関する基本指針」以下「本件指針」という)。

ウ また、本件条例第5条1項は会派の代表者に対し「政務調査費に係る収入及び支出の報告書」を提出することを求め、この報告書に「当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しを添付しなければならない」と規定している。

エ さらに、本件条例第7条は「市長は政務調査費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる」と規定している。

オ なお、平成24年9月5日公布の地方自治法の一部改正により「政務調査費」の名称が「政務活動費」に、交付の名目が「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充当できる経費の範囲を条例で定めることとされた。これに伴い、名古屋市でも本件条例が改正され、

平成24年度分のうち平成25年3月分のみ「政務活動費」として支給されているが、本件請求において問題となる点については改正の前後で異ならないため、平成25年3月分についても特に区別せずに述べる。

(2) 本件条例第5条1項について

前述のとおり本件条例第5条1項は、収支報告書に政務調査費の支出に係る領収書等の写しを添付することを要求している。

そして、その趣旨は、領収書でその使途と支出金額を確認することにより、もって政務調査費支出の透明性を確保することにある。

したがって、本件条例第5条1項は、按分を行う場合は按分後の領収書の写しのみでは足りず、総額の領収書の写しの提出を求めていると解するべきである。なぜなら、按分を行う場合、按分後の領収書のみでは総額の支出がなされたか否かを確認することができず、上記趣旨に悖るからである。

なお、本件指針には「按分した場合は領収書に按分の比率に基づく支出額を付記する」と記載されており、総額の領収書が提出されることが前提とされていることから、本件指針も本件条例第5条1項は総額の領収書の写しを添付すべきとの了解のもとに制定されているといえる。

例えば、人件費のうち80パーセントを政務調査費から充当するものとし、充当額として20万円の支給を受けた場合、当該議員が人件費として給料25万円を事務員に支給していれば問題はないが、給料として20万円しか支給していないとすれば、100パーセントを政務調査費から支出したものとなり、本件条例5条1項のみならず、本件指針の趣旨に反し、按分比率に基づいた金額が支給されているのか否かは総額の領収書なくして検証できない。

一般の市民が「按分後の金額記載の領収書を添付している」現状をみると、何故、わざわざ按分比率に基づいた領収書を作成しているのか理解できない。総額の領収書を添付し、按分比率に基づいた金額を政務調査費充当額として請求すれば足りるのであって、わざわざ、按分比率に基づいた領収書を作成していることについては、上記趣旨に反する意図があるものと考えざるを得ないのである。

(3) 領収書の写しが添付されていない支出は違法であること

領収書の写しの添付は、税金を原資とする政務調査費を支出するに当たり果たすべき説明責任の最も基本的なことである。このような最低限度の基本的な説明責任すら果たされていない政務調査費の支出を「市政に関する調査研究に資するため必要な経費」に充てられたと認めるべきではない。

したがって、総額が記載された領収書の写しの添付がなされていない支出は「市政に関する調査研究に資するため必要な経費」として支出されたとは認められず、本件条例第7条の返還請求の対象となると考えるべきである。

(4) 自由民主党名古屋市議員団及び民主党名古屋市議員団の違法な支出

ア これについて本件をみると、自由民主党名古屋市議員団は、平成24年度分として支給された政務調査（活動）費中、人件費として支出したとする別紙支出目録（自民党）記載の支出について、按分後の領収書しか提出していない。

とすると、総額の領収書の写しが添付されていない政務調査（活動）費の請求は本件条例第5条1項に反しそもそも認められないものである。

イ 仮に、本件条例第5条1項から、請求の全額を認めないとはできないとしても、請求のあった金額（領収書上は按分後の金額）から、按分割合として自認している限度で請求されたとみるべきである。

例えば、別紙支出目録（自民党）1記載の支出に関してみると、「市政に関する調査研究に資するために必要な経費」として支出されたと認められる金額は、領収書にて支出が確認ができる金20万円の2/3に相当する金13万3333円のみである。

しかし、実際には金20万円が政務調査（活動）費より支出されているのであって、金13万3333円との差額である6万6667円は不当利得に他ならない。

ウ また、民主党名古屋市議員団は平成24年度分として支給された政務調査（活動）費中、人件費として支出したとする別紙支出目録（民主党）について、按分後の領収書しか提出していない。

この場合も前記アの自由民主党名古屋市議員団の場合と同様で、そもそも総額の領収書の写しが添付されていない政務調査（活動）費の請求は本件条例第5条1項に反し、認めることはできない。仮に、本件条例第5条1項から、請求の全額を認めないとはできないとしても、請求のあった金額（領収書上は按分後の金額）から、按分割合として自認している限度で請求されたとみるべきである。

(5) まとめ

よって、総額の領収書の写しが添付されていない政務調査（活動）費の請求は、本件条例第5条1項に反し、そもそも認めることができない。したがって、平成24年度分として自由民主党名古屋市議員団に支給された政務調査（活

動) 費中金1907万5960円、及び民主党名古屋市議員団に支給された政務調査(活動)費中金1221万0120円は、全額、不法行為に基づく損害賠償ないし不当利得として、本件条例第7条に基づき市に返還されるべきである。

仮に、全額の損害賠償ないし不当利得が認められないとしても、上記金額の差額、すなわち平成24年度分として自由民主党名古屋市議員団に支給された政務調査(活動)費中金550万7986円、及び民主党名古屋市議員団に支給された政務調査(活動)費中金406万5036円は、本件条例第7条に基づき不当利得として市に返還されるべきである。

2 名古屋市長の職務上、怠る事実の存在について

以上より、市長は、本件条例第7条に基づき、自由民主党名古屋市議員団及び民主党名古屋市議員団に対し、平成24年度分として同会派らに支給した政務調査(活動)費中、自由民主党名古屋市議員団につき金1907万5960円、民主党名古屋市議員団につき金1221万0120円を返還請求すべき義務がある。しかし、市長は上記義務を怠っている。

仮に、全額の返還請求義務がないとしても、自由民主党名古屋市議員団及び民主党名古屋市議員団に対し、平成24年度分として同会派らに支給した政務調査(活動)費中、自由民主党名古屋市議員団につき金550万7986円、民主党名古屋市議員団に支給された政務調査(活動)費中金406万5036円を返還請求すべき義務がある。しかし、市長は上記義務を怠っている。

3 求める措置

よって、請求者らは監査委員が、名古屋市長に対し、下記記載の措置を講ずるよう勧告することを求める。

記

第1 名古屋市長は、自由民主党名古屋市議員団及び民主党名古屋市議員団に対し、平成24年度分として同会派らに支給した政務調査(活動)費中、自由民主党名古屋市議員団につき金1907万5960円、民主党名古屋市議員団につき金1221万0120円を市に返還させるための必要な措置をとること。

もしくは

名古屋市長は、自由民主党名古屋市議員団及び民主党名古屋市議員団に対し、平成24年度分として同会派らに支給した政務調査(活動)費中、自由民主党名古屋市議員団につき金550万7986円、民主党名古屋市議員団につき金406万5036円を市に返還させるための必要な措置をとること。

第2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によること及びその

理由

本件監査を行うには、豊富な監査実務の経験、並びに政務調査費に関する諸規定及び判例等についての専門的知見が求められるから、本件は外部監査人による個別外部監査により監査が行われること

第3 監査委員の除斥

外部監査人による個別外部監査により監査が行われないとすると、本件の監査請求は監査委員4人のうち議員選出の2名が当事者であるから、これを除斥すること。

結語

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

併せて同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

以 上

事実証明書

証拠1番の1乃至193 平成24年度自由民主党名古屋市議団
領収書等貼付用紙（写し）
証拠2番の1乃至121 平成24年度民主党名古屋市会議員団
領収書等貼付用紙（写し）

別紙 支出目録（自民党）

別紙 支出目録（民主党）

添付書類

事実証明書の写し 各1通

委任状 1通

（注）支出目録、事実証明書及び委任状については省略した。